

## 「赤レンガ倉庫横広場」利用誓約書

築港・天保山にぎわいまちづくり実行委員会 様

「赤レンガ倉庫横広場利用適合通知書」を受けた施設及び緑地の使用について

- (１) 他の施設利用者及び周辺住民に迷惑をかけないよう十分に留意し、使用します。
- (２) 緑地内では、指定箇所以外での火気の使用並びに花火等については行いません。また、発生したゴミ類もすべて持ち帰ります。
- (３) 施設を破損、著しく汚損した場合は、ただちに本市に届けるとともに、第三者に損害を与えた場合は自己の責任において解決します。
- (４) 当該施設の管理上支障があると認められた場合は、「築港・天保山にぎわいまちづくり実行委員会」の指示に従い施設より退去します。
- (５) 「赤レンガ倉庫横広場利用適合通知書」を受け取ってから 2 週間以内（土日祝日の場合は翌営業日）に「築港・天保山にぎわいまちづくり実行委員会」が指定する口座へ利用料を振り込みます。
- (６) 利用日時を順守し、時間内に退去します。
- (７) 利用日当日は、「赤レンガ倉庫横広場利用適合通知書」を携帯します。
- (８) 暴力団、暴力団員の構成員または準構成員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その構成員（団体を含む）が違法もしくは不当な行為を行うことを助長し、または助長する恐れのある団体その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という）に該当しません。また、暴力団等に支配されておらず、暴力団等と一切の関係を有していません。

以上の事に違反した時は、その場で利用を取り消されても異存はございません。

年 月

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名印)